新潟県養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う庁内連絡会議

日時:令和7年11月4日(火)午前9時半~

場所:第3応接室

出席:知事、

鳥インフルエンザ対策チーム (副知事、農林水産部、生活環境部)

危機管理部、家畜保健衛生所※

(※はリモート参加)

〔配信〕総合事務所等、市町村、県警、自衛隊

会議内容

- 1 新潟県養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国の対応
- 3 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 4 鳥取県の対応(家きん)
- 5 県内の渡り鳥と野鳥サーベイランスの状況
- 6 鳥取大学山口教授からのコメント
- 7 県民への情報提供 等

新潟県養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要

1 農場の概要

農場所在地:新潟県胎内市

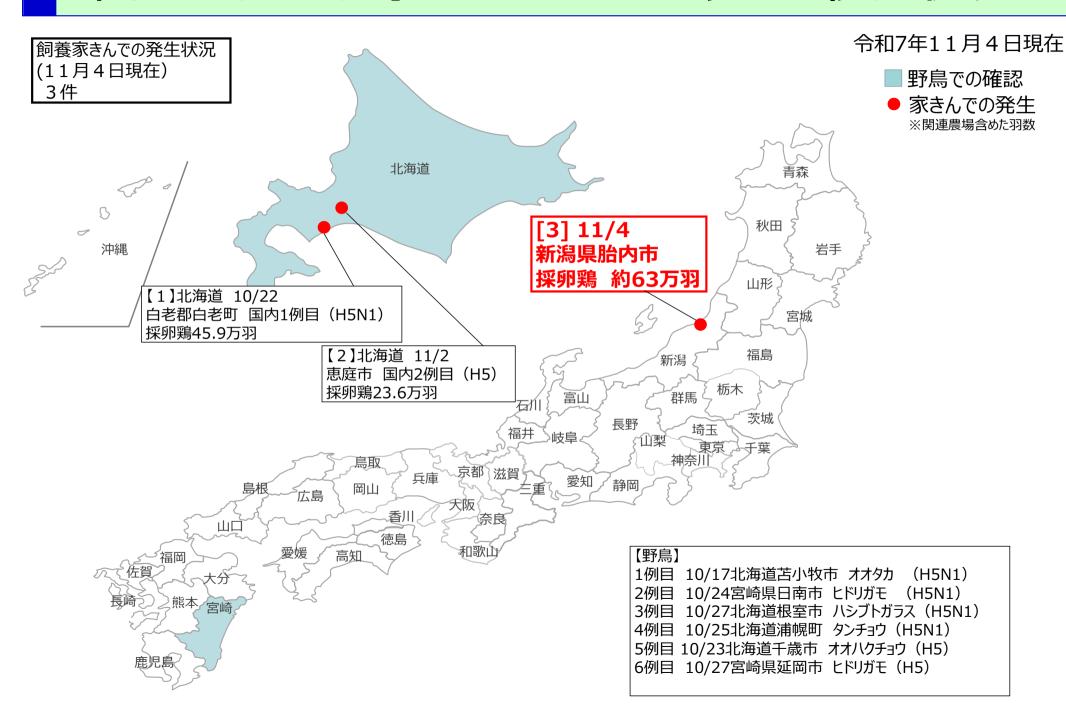
飼養状況 :採卵鶏 約63万羽

- 2 経緯
 - -11月3日朝当該農場から下越家畜保健衛生所に、1日あたりの死亡数が通常10~15羽程度であるところ、本日70羽に増加したと通報を受け、農場に対して立入検査を実施、10羽中9羽が簡易検査で陽性
 - •11月4日8:00遺伝子検査の結果、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定
- 3 新潟県の対応
 - •11月4日(水)午前8時から防疫措置開始
 - •殺処分の開始
 - ·移動制限区域設定:農場から半径3km以内(2農場 約39万羽) 搬出制限区域設定:農場から3~10km以内(10農場 約110万羽)
 - ・消毒ポイント3カ所設置

国の対応

- 1 11月4日午前8時に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」 を開催
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん 疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 新潟県の殺処分・焼却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、 農政局等から「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期 通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等 への正確な情報の提供

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況



鳥取県の対応(家きん)

- 1 11月3日に県内全79農場に対し、注意喚起。11月3日現在農場に異常なし。
- 2 新潟県の発生農場と県内農場は鶏や作業者の行き来などの<u>疫</u> 学関連なし。
- 3 全農場に改めて飼養衛生管理の遵守の徹底を指導。シーズン中 は毎月農家が飼養衛生管理基準の遵守状況を自己点検し、家畜 保健衛生所が確認。
- 4 農場に鶏舎周辺等定期的に消毒を徹底するよう指導。
- 5 全農場に<u>消石灰約1,600袋を速やかに配布</u>し、農場消毒を強化。
- 6 <u>野鳥侵入防止対策として、防鳥ネットの修繕、鶏舎周囲の木の伐</u> 採、消毒設備の点検、貯水槽へのネット設置等を改めて指導。

鳥取県の対応(家きん)

養鶏農場、関係者への注意喚起とチェックポイント

- 1 家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報 通報の遅れはまん延リスクを高めるため、<u>毎日の健康観察を注意</u> 深く行い、家きんの様子に少しでも異状を感じたときは、家畜保健 衛生所へ早期通報する。
- 2 農場におけるウイルス侵入防止対策の強化
- (1)飼養衛生管理者による<u>飼養衛生管理基準の遵守状況の自己</u> 点検を実施する。
- (2)飼養衛生管理区域又は家きん舎への出入り時は、<u>区域専用</u> <u>靴の履き替え、農場専用服の着用、手指の消毒を徹底</u>する。
- (3)野鳥や野生動物の対策については、家きん舎や堆肥舎、農場内の水場等での防鳥ネットや忌避テープの適切な使用、餌タンク・餌置場の清掃、家きんの死体や廃棄卵の適切な処理など、<u>侵入防</u>止だけでなく誘引防止対策を実施すること。

県内の渡り鳥と野鳥サーベイランスの状況

≪県内の渡り鳥の飛来状況≫

- ・ 中海ではコハクチョウが多数飛来(594羽)。
- · 湖山池においては飛来数が増加し、今後本格化する 見込み。

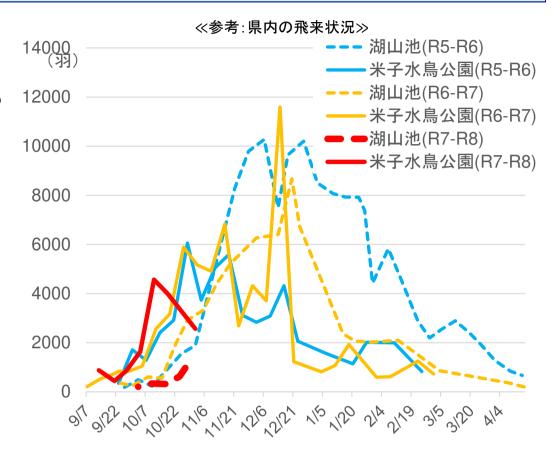
≪飛来状況(10月下旬調査)≫

米子水鳥公園	2,568羽	
湖山池	986羽	

≪野鳥サーベイランス対応状況≫

○11/4時点で異常なし

- ・ <u>野鳥監視地点を最大の70地点に強化</u>
- ・ 糞便・環境水(10/29日光地区で採取)を検査中
- ・ カラスも継続して注視



実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便·水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 <u>※最大70地点に拡大</u>
	糞便•水検査	3か所 <u>※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大</u>
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点+重点区域
	糞便·水検査	最大 6か所+重点区域

鳥取大学 山口教授からのコメント

- 1 <u>今シーズンの発生状況は昨シーズンに酷似している。</u>(昨シーズンも北海道の野鳥、家きんで始まり、新潟県で3例目が発生) 日本海側でまだ野鳥からウイルスは検出されていないが、昨年同様既に本州にもウイルスは侵入している可能性が高く、<u>鳥取県内にもウイルスはまていると考え、リスクに備える必要がある。</u>
- 2 今一度、鶏舎を1周してネットや壁の破損など、侵入経路になる穴など の見落としが無いか、上から下まで確認しておくこと。 ウインドウレス鶏舎では、除糞ベルトの出口、集卵用バーコンベア出入 り口、作業者の出入り口にも注意が必要。
- 3 近年、感染が数多く報告されているカラス対策として、<u>餌となる廃棄卵</u> <u>や死鳥の保管を厳格にし、堆肥舎は昼間も防鳥ネットで完全に覆うこと</u>が リスク低減に有用。
- 4 <u>鶏舎外には既に多くのウイルスが存在すると考え、日々の衛生管理を</u> 油断なく継続していくことがリスク低減に重要。

県民への情報提供

- 〇関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- 〇ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育 方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応
- 〇県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩 鳥について総合的に情報提供



響お問い合わせ ◎使い方 温サイトマップ 図RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていましが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥:首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- 家きんの情報はこちら
- 野鳥の情報はこちら
- 型 愛玩鳥の情報はこちら

鳥インフルエンザ相談窓口(24時間対応)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

白然共生課 0857 - 26 - 7979(夜間休日 0857-26-7111) くらしの安心推進課(愛玩鳥) 0857 - 26 - 7877中部総合事務所環境建築局(野鳥) 0858 - 23 - 3276(夜間休日 0858-22-8141) 中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥) 0858 - 23 - 3149西部総合事務所環境建築局 0859 - 31 - 9628(夜間休日 0859-34-6211) 西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥) 0859 - 31 - 9320※死亡野鳥等の通報は、「とりパト」(https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/)を活用いただくと正確な位置情報や写真の共 有が可能です。

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所 倉吉家畜保健衛生所 西部家畜保健衛生所

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課 中部総合事務所倉吉保健所 西部総合事務所米子保健所

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課 中部総合事務所倉吉保健所 西部総合事務所米子保健所

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直

0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)

0857 - 26 - 8100

県民の皆様へのメッセージ

- ■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人 に感染することは世界的に報告されていません。
- ■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - 野鳥を素手で触らないでください。
 - 野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
 - ※異常な野鳥:首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- ■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。